

広島県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
株式会社ウイズ 清風会	広島市三良坂町田 利二六一番地五 一丁目九五番地	ヘルパーステー ション ウイズ	広島市三良坂町田 利二六一番地五	平成三〇年二 月一日
社会医療法人 清風会	広島市佐伯区倉重 一丁目九五番地	廿日市記念病院	廿日市陽光台五 丁目一二番	平成三〇年二 月一日